令和６年１月２５日　　開　会

令和６年１月２５日　　閉　会

第８回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第８回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和６年１月２５日（木）午後２時００分から午後３時９分
２．開催場所　中里庁舎３階　大会議室

３．出席委員
①農業委員　２１名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	16 番　児玉　芳洋	
２番　村越　益男	10 番　村山　浩一	17 番　樋口　正州	23番　村山　太郎
	12 番　髙橋　清一	18 番　北村　公太郎	24番　吉楽　広志
４番　富井　公一	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
５番　岩田　稔	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	
６番　長谷川　東	15 番　佐藤　三代治	21 番　根津　徳男	

欠席委員　３番　樋口　則雄、22番　福嶋　恭子

②推進委員（招集委員　13名）

１番　庭野　誠一	10番　小林　勉	19番　藏品　茂昭	33番　江口　隆雄
５番　中島　正			
６番　池田　征一	12番　上村　晴彦	24番　樋口　勝也	
８番　山田　幸太郎	14番　金澤　拓男	31番　相澤　成一	

欠席委員　11番　小海　雅秀、20番　内山　浩樹

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（23件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（5件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（2件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可書の取消申請について（1件）
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（14件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第３号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（35件）
　　・農地利用集積計画一括方式（1件）
　　・再設定（21件）

日程第５　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
　議案第４号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第６　十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
　議案第５号　十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

その他

５．農業委員会事務局職員

本　局	局　長	富井　悟	中　里事務所	主　査	上村　知誉
本　局	農地係長	柳　秀人	松　代事務所	主　事	柳　裕子
本　局	主　任	田村　聡子	松之山事務所	主　査	高橋　松由
川　西事務所	主　任	佐藤芽久実			

６．内容説明を要請した者の氏名
　内容説明者：農林課農業企画係　主　事　関口 祥太

７．会議の内容
　別紙の通り

７．会議の内容

村山議長　それでは、これより第８回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、３番委員と22番委員から欠席の届けが出ておりますので、23名中２名の欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第８回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１の議事録署名委員の選出でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。第８回総会議事録署名委員は、15番委員と16番委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、日程第２、農地法等の規定に基づく報告についてでございます。報告事項は第１号から第３号までございます。全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局より報告お願いいたします。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま事務局から報告がございましたが、報告第１号から第３号までの間でご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では次に日程第３、農地法の規定による許可申請処理について、議案第１号「農地法第３条の規定による許可書の取消申請について」１件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書９ページの議案第１号をご覧ください。農地法第３条の規定による許可書の取消し申請が１件ございます。

申請内容は、令和５年12月の総会におきまして贈与による所有権移転について許可された案件ですが、譲受人を変更したいということで、今回許可を取り消して、新たな譲受人で３条申請するものでございます。関連案件は、議案書

11ページの受付番号８番になります。ご審議をお願いいたします。

村山議長　では、議案１号のこの案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　これは、記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。また、本人の自宅にも行って話を聞かせてもらいました。場所も分かりますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、この取消し申請についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、議案第１号「農地法第３条の規定による許可書の取消申請について」１件審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この１件について取り消すことに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第３、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」14件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　議案書10ページからの議案第２号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は14件ございます。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。

【議案第２号、１番朗読】

村山議長　では、１番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２１番　　譲受人には面接にて、譲渡人には電話で確認しました。場所は譲受人のすぐ隣ということで、譲渡人は子供も帰ってくることはないということで、農地を何とか処分していきたいという意向によるものだそうです。以上です。よろしくお願いします。

村山議長　１番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では２番、説明願います。

【議案第２号、２番朗読】

村山議長　では、２番の案件、担当委員、説明願います。

１４番　　譲受人は１月21日、譲渡人は１月22日に電話で確認したところ、申請のとおり間違いないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　２番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では３番、説明願います。

【議案第２号、３番・４番朗読】

村山議長　では、３番、４番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に確認したところ、記載のとおり間違いないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　３番、４番の案件につきまして、ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では５番、説明願います。

【議案第２号、５番朗読】

村山議長　５番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に確認したところ、記載のとおり間違いないと、あともともと荒らしていたところを譲受人が管理してくれていたということで、贈与ということになりました。よろしくお願いいたします。

村山議長　５番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では６番、説明願います。

【議案第２号、６番朗読】

村山議長　６番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１６番　　両者に確認したところ、記載のとおり間違いないとのことです。よろしくお願いします。

村山議長　では、６番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では７番、説明願います。

【議案第２号、７番朗読】

村山議長　では、７番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　譲渡人には電話で確認をしてまいりました。譲受人は訪問にて確認をしてまいりました。記載のとおり間違いはございません。よろしくお願いいたします。

村山議長　７番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では８番、説明願います。

【議案第２号、８番朗読】

村山議長　では、８番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。両者にも確認しました。場所も確認してありますので、よろしくお願いします。

村山議長　８番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では９番、説明願います。

【議案第２号、９番朗読】

村山議長　９番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に確認しました。もともと貸していた土地を売買するということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　９番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では10番、説明願います。

【議案第２号、１０番朗読】

村山議長　では、10番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１番　　譲渡人は東京在住ですが、もともと譲受人のすぐ近所の方で、譲受人の方に贈与するということで両者確認取りましたので、よろしくお願いします。

村山議長　10番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では11番、説明願います。

【議案第２号、１１番朗読】

村山議長　11番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１９番　　両者に確認しました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長　11番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では12番、説明願います。

【議案第２号、１２番朗読】

村山議長　では、12番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

６番　　場所は国道403号の小脇トンネルの周辺になります。譲渡人は小脇集落の出身で、今まで小脇集落のおじさんに当たる人がこの田んぼをやっておりました。このおじさんも今年94歳になるそうで、いよいよ体が動かないということで、ほかに耕作する人を探していたところ、譲受人に購入していただくことが決まったと言っておりました。お互いに確認しましたので、報告します。以上です。

村山議長　12番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では13番、説明願います。

【議案第２号、１３番朗読】

村山議長　では、この案件につきまして、８番の私の担当ですので、説明させていただきます。

場所は、高田町に車検センターがあるんですが、そこの道路を挟んで北側の大きい田んぼ１枚になっております。そこは、昔の赤線、青線が入っていて、それをきちっと整理したいというようなことで、こういう案件になりました。価格的にどういうものか、市の財政課にお聞きしたところ、この辺は平米100円くらいの単価で出さざるを得ないというようなことで、この価格になったそうでございます。以上です。

この案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では14番、説明願います。

【議案第２号、１４番朗読】

村山議長　14番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１８番　　両者に電話で確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　14番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」14件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この14件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第４、議案第３号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画については、新規設定35件と一括方式による設定１件及び再設定21件、合計57件についてご審議をいただきたいと思います。

なお、この議案については、事務局による議案書の読み上げは行わずに、順番に担当委員の確認報告をお願いし、最後に一括してご意見、ご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、概要につきまして、事務局、説明願います。

事務局　　議案書14ページからの議案第３号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は57件でございます。14ページから22ページが新規の利用権設定35件、23ページが新潟県農林公社との一括方式による新規案件１件、24ページから29ページが再設定21件でございます。57件全てが農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

説明は、新規案件についてのみ行います。新規案件について、会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けた推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　では、これより確認報告をいただきたいと思います。

まず、１番推進委員、お願いします。

（推）１番　受付番号が30番で、ページは21ページです。譲受人と譲渡人に電話にて確認をいたしました。間違いないということです。よろしくお願いします。

村山議長　次に、５番推進委員、お願いいたします。

（推）５番　担当地域は新座と四日町なんですけども、議案番号３番、４番、５番、６番、７番、８番、ページめくって９番までです。まず３番、４番、５番、６番が、今まで耕作していただいたところがやめるということで、耕作していた方が譲受人に全てお願いした案件です。これは、12月のうちに、まだ雪が降る前に田んぼの確認をしました。譲受人と各譲渡人にはそれぞれ自宅に行って確認してきました。

続いて、７番、８番、９番は、１枚の田んぼに３名分の農地があったというんですけども、その１枚の田んぼを譲受人に耕作してもらうことになりました。19日に両者に電話で確認しました。

ページが20ページの28番、譲受人に耕作をお願いしたんですけども、譲渡人は施設に入っていて、譲渡人の息子と電話でやり取りして、こういう形になっています。審議のほうよろしくお願いします。

村山議長　次に、６番推進委員、確認報告願います。

（推）６番　ページが14ページの受付番号が１番です。19日、双方電話にて確認しましたが、記載のとおり間違いございませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、８番推進委員、お願いします。

（推）８番　ページは18ページの受付番号は19番、20番になります。１月19日に両方とも電話にてそれぞれ確認しました。記載のとおりで間違いないということでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、10番推進委員の案件なんですが、ご本人の案件なので、私が代わって確認しました。19ページ、21番なんですが、記載のとおり間違いないということでございます。

次に、11番推進委員が今日欠席だということで、16番委員から確認報告いただきたいと思います。

１６番　ページが17ページの15番、16番ですが、両者に確認を取って、間違いないそうです。よろしくお願いします。

村山議長　次に、12番推進委員、お願いいたします。

（推）１２番　ページが18ページの案件が17番、18番。17番は、両者に電話で確認して、間違いありません。

18番は、譲渡人が入院中だったんで、家族の方に電話で確認しました。間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　次に、14番推進委員、確認報告お願いします。

（推）１４番　14ページの２番ですが、両者に確認いたしました。記載のとおり間違いございませんでした。

それから、ページが19ページ、23番と24番です。地主が２名、借り人が１名ですが、３人に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いございませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、19番推進委員、確認報告お願いします。

（推）１９番　21ページの29番です。先月の総会にも出ていましたが、債務超過の状態で亡くなった方の相続人が放棄した物件の管財人となっている弁護士さんが処分した案件になりまして、記載のとおりで間違いございませんでした。お願いします。

村山議長　次に、20番推進委員の担当案件なんですが、今日欠席ということで、21番委員、お願いいたします。

２１番　16ページの10番、11番、12番、それから17ページの13番、14番、19ページの22番です。譲受人は面接で、譲渡人にはそれぞれ電話で確認して、記載のとおり間違いないということで確認したそうです。以上です。

村山議長　では、31番推進委員、確認報告をお願いします。

（推）３１番　20ページの25番、26番、27番、各人に確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんでしたので、ひとつよろしくお願いします。

村山議長　次に、33番推進委員、お願いいたします。

（推）３３番　21ページ、22ページにわたりまして、31番、32番、33番、34番、35番までが関連で確認してきました。それぞれに確認しました。間違いありません。譲受人は地域おこし協力隊で、この春まで任期がありました。任期終わりましてからそのまま地元にいてもらえまして、百姓をしたいということで、頑張ってもらいたいなと思っています。市の新規就農支援も今お願いしているとのことで、これから少しずつ増やしていきたいとのことでした。よろしくお願いします。

村山議長　新規設定35件について確認報告が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございましたら、続いて23ページの一括方式による設定１件について、24番推進委員から確認報告いただきたいと思います。

（推）２４番　21日に両者に電話にて確認したところ、記載のとおり間違いがないということで、よろしくお願いします。

村山議長　では、この案件についてもご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定を公告いたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第５、議案第４号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ご審議をいただきたいと思いますので、事務局、説明願います。

事務局　30ページの議案第４号をご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。向かって左側に農林課からの意見聴取についてを掲載しております。右側にはそれに対する農業委員会の意見を掲載しております。

隣の31ページをご覧ください。今回意見を求められている計画案７件でございます。右端の備考欄に記載のある日付の総会で新潟県農林公社との一括方式による新規案件として許可された案件でございます。今回借受者の変更による権利の移転ということで、高齢等により耕作できなくなったということで借受者氏名欄に記載された方が新たな耕作者となります。

30ページに戻っていただきまして、右側、今回の借受者変更に対する農業委員会の意見につきまして、意見１の土地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から異議ないものと認めますとして農林課に回答したいと思います。ご審議をお願いいたします。

村山議長　ただいま事務局から説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、それでは議案第４号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」審議が終わりましたが、この計画案に異議なしで回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、日程第６、議案第５号「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」ご審議いただきたいと思います。事務局、農林課、担当委員から説明いただき、最後に一括して質問等いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　別冊の資料といたしまして、議案第５号、事前に郵送でお配りさせていただいたものになりますけれども、こちらの議案第５号を使います。それに併せまして、今日皆さんの机の上に議案第５号の一部資料の修正ということで、議案第５号を１枚めくっていただきますと、３ページの真ん中、２番にマスタープランの変更というものがあるんですけれども、今回皆様の机の上に別紙１、正誤表ということで、１枚Ａ４のもので正しいマスタープランの変更ということで資料を一部差し替え、訂正をお願いしたいと思います。

こちらは､農林課からの十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取についてでございます。今ご覧いただいております議案第５号、１ページ目が農林課から意見を求められた照会文でございます。めくっていただきまして、裏面の２ページが農業委員会の計画変更に対する意見書になっております。３ページ以降が計画変更の資料でございます。計画変更の概要につきましては、農用地区域への編入が３件、農用地区域からの除外が６件でございます。

詳細につきましては、農林課の担当から説明いたします。農林課担当職員の説明に続きまして、担当の農業委員さんからご報告いただく流れでお願いしたいと思います。

村山議長　それでは、担当の農林課から説明お願いしたいと思います。

農林課農業企画係　まず初めに、先ほどもありました資料の訂正が１件ございます。配付させていただきました資料の中で別紙１、項目２のマスタープランの変更について誤りがありましたので、本日お配りさせていただきました別紙１、正誤表にておわびして訂正いたします。

それでは、議案第５号「十日町市農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見について」説明をさせていただきます。別冊となっております、左上、議案第５号と記載のある資料をご覧ください。１ページめくっていただき、別紙１をご覧ください。１、十日町市農業振興地域整備計画の変更理由につきましては、３、農用地利用計画の変更を要約したものとなりますので、割

愛をさせていただきます。

２、マスタープランの変更について、別紙１、正誤表をご覧ください。こちらも資料を割愛させていただいておりますが、マスタープランの変更として、農業生産基盤整備開発計画の項目において事業の種類、概要、受益面積、実施年度の変更、農用地等保全整備計画の項目において事業の種類、受益面積、実施年度の変更及び松代第４地域の項目内容が重複していたことによる項目削除、生活環境施設整備計画の項目において実施年度の変更となっております。

続きまして、３、農用地利用計画の変更を御覧ください。農用地利用計画の変更につきましては、編入案件が３件、除外案件が６件となります。

まず初めに、付図番号１、水沢地区の農地の編入となります。編入箇所は馬場丁892番ほか３筆で、面積の合計は2,300平方メートルとなります。編入理由は、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第３項第５号の規定に該当することとなったためです。また、こちらの案件につきましては、令和５年７月の総会とほぼ同様の内容で説明をさせていただきましたが、新たに馬場丁2027番を１筆追加したため、再度諮問させていただきます。以上となります。

村山議長　では、この案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　今説明されたとおりです。水沢中学校の隣ら辺にある圃場になりますので、このおかげで利便性もよくなるのかと思います。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、次、２番のほう、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号２、六箇地区の農地の編入となります。編入箇所は六箇むじな田戊34番ほか２筆で、面積の合計は1,508平方メートルとなります。編入理由は、こちらも将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて、耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで、市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第３項第５号の規定に該当することとなったためです。以上となります。

村山議長　では、２番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１４番　この水田は、六箇の羽根川荘から約１キロぐらい二ツ屋のほうへ向かった県道のすぐ上にあります。１月20日に現場を見に行ってきたんですが、当日は積雪もあったんですが、春からパトロールしているというところで、水田と

いうのは確認できましたので、特に問題はないと思われます。以上です。

村山議長　次に、３番、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号３、山谷稲葉地区の農地の編入となります。編入箇所は山谷175番６ほか52筆で、面積の合計は9,891平方メートルとなります。編入理由は、変更部分について、山谷稲葉地区で実施されている県営経営体育成基盤整備事業に伴い令和４年度に実施された地区界測量において、工事区域に含めるのが妥当と判断されたことで、農振法第10条第３項第２号の規定に該当することとなったためです。以上となります。

村山議長　では、この３番の件につきまして、担当委員、説明願います。

１６番　　記載のとおり間違いないということでした。よろしくお願いします。

村山議長　では、今度除外のほうを説明願います。

農林課農業企画係　では、付図番号４になります。申請者は、平成29年度から十日町新宮地区において、木質チップリサイクルセンターを設置しており、所有者自らの危険建築物の取壊しや行政指導による取壊しで発生する木材処理のほか、農林水産省施策の森林整備に伴って発生する伐採木材等の有効利用が求められる中で、エネルギー活用として、伐採木材及び家屋解体材を受け入れ、木質チップとしてリサイクルを行っております。エネルギー問題は、電気料や灯油等の価格高騰を招き、特に当地区のような豪雪地域においては、冬期間暖房に多大な影響を及ぼすことから、木質チップを利用するペレットストーブの需要が高まっており、当市においても第二次十日町市総合計画後期基本計画内でペレットストーブ導入の促進を施策として上げております。現在は、廃木材置場、リサイクル製品置場４か所にて、機械稼働日数280日、年間1,400トンの処理を行っているが、丸太材の受入れや空き家解体が増加し、使用している廃木材置場では対応できず、超過分については受入れを断っている状況です。需要に対応するとともに、全国的な空き家問題と森林整備に伴う伐採木材の処理に努めていかなければならない中、廃木材置場は急務であり、早急に対応していく必要があります。以上のことから、当市としては廃木材置場として当該申請地を選定したことを認め、除外による周辺農用地への影響はなく、ほかに適地がないことから、市は整備計画の変更を行うこととするとしております。以上となります。

村山議長　では、４番の件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　こちらは、リサイクルセンターを造っているところを拡張するということ

で、ここの土地自体、これから編入する場所も農地としてはちょっと条件がよくない場所だったので、そこを使うということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　次に、５番の案件、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号５、こちら申請者が所有する特別高圧送電線、千手線は、小千谷変電所に至る亘長19.13キロメートルの架空２回線の送電線路です。新潟県十日町地域振興局施工の経営体育成基盤整備事業に伴い、千手線鉄塔周辺の掘削による地盤レベルの低下対策として、千手線鉄塔周辺の土地を追加買収するものとなります。以上のことから、当市としては公共性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省が定めるものの用に供される土地であることから、市は整備計画の変更を行うこととします。以上となります。

村山議長　５番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２番　　場所としては木落地区になるんですけども､川西有機センターの上のところになります。今ちょうど基盤整備中でして、そこの場所の一番外れの崖っ縁に建っているところなので、問題ないかと思います。よろしくお願いします。

村山議長　では、次、６番、お願いします。

農林課農業企画係　付図番号６、当該地に建っている、こちらも同じ特別高圧送電線、千手線は、小千谷変電所に至る亘長19.13キロメートルの架空２回線の送電線路になります。平成30年度後期の十日町市農業振興地域整備計画書の変更手続において、経営体育成基盤整備事業に係る追加編入として、当時同位置に建っていた千手線鉄塔の３筆について農用地区域へ編入をしております。当該地が農用地区域に含まれるのは不自然であり、当時の農業振興地域整備計画の変更に不備があった可能性が高いことから、市としては当該地が農地でないこと、除外による周辺農用地への影響がないことから、整備計画の変更を行うこととするとしております。以上となります。

村山議長　では、６番の案件も、担当委員、説明願います。

２番　　ただいま説明されたとおりであります。間違いだろうということでしたので、よろしくお願いします。

村山議長　では、７番、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号７番、申請者は現在、病弱である親族と同居しており、申

請者本人も健康上に問題があり、農作業や地域の道管理、堰普請に支障を来しております。家族で話し合い、３男に家業である農業継承及び地域の共同作業担い手として参加するとともに、今後家族の生活をサポートすることで話がまとまりました。緊急時の対応や将来の介護を想定し、申請者の自宅付近に３男家族の戸建てを新築することを希望しており、当地域は豪雪地帯であるため冬期間の除雪が必要不可欠であり、介護等で頻繁に申請者の自宅と家を行き来することを考えると、申請者の自宅付近に戸建てを新築することは妥当である。今回除外を希望している農地は申請者の自宅に隣接し、互いに行き来するのに負担が少なく、申請者と親族の状況を常に把握することができるため、将来的に見ても介護や冬期間の除雪など敷地の維持管理をする上でも条件が整っている。また、新居については高床住宅を検討したが、高さが10メートルを超え、周りの農地に影響することから、建物の高さを低く抑え、十日町市克雪すまいづくり自然落雪堆積距離を確保するよう計画した。申請者自宅の周辺は、農振農用地区域に含まれた農地が多く、周辺で限られた白地の好適地を数か所選定したが、いずれも所有者の同意が得られないことや、赤線の用途廃止及び払下げ許可条件が合致しないことなどがあり、農用地区域内ではあるが、申請者の所有する土地が隣接していたため、やむなく選定をした。除外申請地は、集団的農用地の辺縁部にあり、かつ家屋が連担した農地であるため、除外による周辺農用地への影響もないと判断されることから、市は整備計画の変更を行うこととするとしております。以上となります。

村山議長　では、７番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　　この場所は、私の家のすぐ近くになります。除外もしようがないかと思います。特別問題ないと判断します。

村山議長　では次に、８番、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号８、こちら十日町市が令和３年度から実施している松之山地区地籍調査事業の過程で、学校敷地内に農用地区域が存在していることが判明したため、これを是正するものになります。当該地は、昭和54年に建設された校舎及びグラウンドの一部に位置しております。現在の校舎が建設される以前には旧校舎が建っており、既に学校敷地として使用されていました。旧松之山町の農業振興地域整備計画が策定された昭和49年以前から学校用地として使用されていることから、当該地が農用地区域に含まれているのは不

自然であり、当初の農業振興地域整備計画に不備があった可能性が高く、市としては当該地が既に農地でないこと、除外による周辺農用地への影響がないことから、整備計画の変更を行うこととしております。以上となります。

村山議長　では、８番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　説明のとおりです。場所のほうは、今だと十日町高校松之山分校になっております。ちょうど生徒が入る玄関のちょっと脇のところと、あとはグラウンドになっておるところでございます。間違いはないと思います。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、９番、説明願います。

農林課農業企画係　付図番号９、こちら松之山に本社を置く申請者は、大正５年に創業し、昭和39年に株式会社を設立、法人化した企業で、創業から１世紀にわたり地域の安全、安心を守る事業を続けております。土木工事業を主要業務としており、災害復旧工事や公共事業等で発生する土砂、残土の搬出作業を行っております。現在、市内における建設発生土の受入れ処分地である残土処理場が不足しているため、搬出した土砂を一時保管し、可能な限り再利用しているが、近年、異常気象による突発的な豪雨や線状降水帯による集中豪雨が頻繁に発生するようになり、土砂崩れによる発生土の処分など、一時保管ができない状況であります。松之山地域においても公共事業等の建設発生土受入れ地である残土処理場が不足しているため、平時の公共事業の履行確保のためにも保管や一時保管できる残土処理場が急務となっております。残土処理場は、来年度以降に平均5,000立方メートル年間で約10年から15年くらいかけて受け入れられる規模、受入れ土量としましては約７万立米が必要であり、農用地区域以外の土地を探したが、新潟県土砂災害警戒区域等の指定や地滑り防止指定地域に指定されているところが数多くあり、当該地のほかに立地要件を満たす土地がなかったとなります。以上のことから、当市として当該申請地を選定したことを認め、除外による周辺農用地への影響はなく、ほかに適地がないことから、市は整備計画の変更を行うこととするとしております。以上となります。

村山議長　９番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１０番　　場所については、森の学校のキョロロと美人林の裏手というか、そちらの方向になっております。ちょうど雪が降っていて、場所のほうはどんな状態かというのが確認はできませんでしたので、これは雪が消えたらちょっと自分

の目で、ここだなというのを確認してきたいと思います。説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいまこの計画について農林課から説明があり、また担当委員から意見等説明があったわけですが、この中で皆さんから意見、質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にご意見、ご質問もなく、異議もないというようなことでございますので、では改めて編入３件、除外６件について、議案第５号「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は異議なしという回答でよろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　皆さんから異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして議案については全部終了いたしましたので、第８回総会は終了させていただき、これ以降は事務局に進行をお任せしたいと思います。ありがとうございました。